

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会 定年後再雇用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則第29条第3項の規定並びに社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等就業規則第28条第2項の規定により、定年後再雇用される者の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 定年後再雇用者（以下「再雇用職員」という。）とは、定年退職後、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に雇用される者をいう。なお、再雇用職員について本規程に定めのない事項については、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則並びに社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等就業規則（以下「就業規則」という。）を適用するものとする。

(提出書類)

第3条 再雇用を希望する者は、本会との再雇用契約（労働契約書）に署名し契約を締結する。

(更新時の基準)

第4条 1年毎の雇用契約を締結することにより70歳に達した日後の最初の3月31日まで継続雇用する。

2 労働条件は、原則として変更しないが、更新時に見直すことがある。

(その他)

第5条 その他の就労条件等は、就業規則に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長がその都度定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。